

【2・3号認定保育料】

保育所・認定こども園（2・3号認定児）・家庭的保育事業等の保育料

（単位：円）

各月初日の支給の認定保護者の属する世帯の 階層区分		保育料（月額）	
		（上段が保育標準時間認定の金額） （下段が保育短時間認定の金額）	
		2号認定 （3歳～5歳）	3号認定 （0歳～2歳）
第1階層	生活保護世帯等	0	0
		0	0
第2階層	市町村民税非課税（市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。）	1,800	2,700
		1,700	2,600
第3階層	48,600円未満	4,900	5,800
		4,800	5,700
第4階層	48,600円以上 72,000円未満	7,600	8,400
		7,400	8,200
	72,000円以上 97,000円未満	8,100	9,000
		7,900	8,800
第5階層	97,000円以上 133,000円未満	11,600	12,500
		11,400	12,200
	133,000円以上 169,000円未満	12,400	13,300
		12,100	13,000
第6階層	169,000円以上 213,000円未満	15,200	15,900
		14,900	15,600
	213,000円以上 257,000円未満	16,300	17,100
		16,000	16,800
	257,000円以上 301,000円未満	17,400	18,300
		17,100	17,900
第7階層	301,000円以上 397,000円未満	23,100	24,000
		22,700	23,500
第8階層	397,000円以上	30,300	31,200
		29,700	30,600

※同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育所・家庭的保育事業等・幼稚園・認定こども園を利用している場合、又は2人以上支給認定を受けた子どもがいる場合は、保育料は、最年長の子ども（1人目）は上記保育料の全額、その下の子ども（2人目）は2分の1、3人目以降については無料になります。

ただし、最年長の子どもが成長し就学した場合は、それまで2人目だった子どもを1人目とし、3人目以降順に繰り上がります。

※母子世帯、父子世帯、在宅の障がい児（者）のいる世帯等の保育料は、第2階層は無料となり、第3階層は1,000円減額となります。

※年度中に3歳（2号認定）となった場合でも、当該年度末までは3号認定の保育料となります。